

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第6回代表者会

2 開催日時

平成19年1月18日（木）午後6時30分～午後8時40分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎 特別会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中10人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、小田武彦、
横倉進、横山文男、宮下敏雄、横山郁代

・事務局

高橋企画政策課長、中澤企画調整係長、米山主任

5 議題（公開・非公開の別）

- (1) 市議会自治基本問題調査特別委員会との意見交換会の進め方について（公開）
- (2) 前回の議論の確認について（公開）
- (3) 「自治基本条例の最高規範性、改正手続」について（公開）
- (4) 「上越市における都市内分権及び住民自治に関する調査研究報告書」について（公開）
- (5) 代表者会の追加開催案について（公開）
- (6) 自治基本条例策定検討委員会について（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

（高橋企画政策課長）

- ・ いつもご熱心にご議論をしていただき、大変感謝申し上げます。また本日は第6回目の代表者会にお集まりいただき、重ねて感謝申し上げます。
- ・ 今回の代表者会は、既にご案内している、1月29日の市議会自治基本問題調査特別委員会の皆さんとの意見交換会を前にしての、最終的なそれぞれの項目の確認等をしていただきたく、よろしくお願いしたい。
- ・ このように市民会議の皆さんと市議会の皆さんが意見交換をするということは、市議会でもおそらく初めてのことではないかと思う。このような機会を有効に活用させていただきたいとの市議会のお考えもあり、準備としてご活発なご議論をしていただいで当日を迎えることができれば幸いである。今日もよろしくお願いしたい。

(1) 市議会自治基本問題調査特別委員会との意見交換会の進め方について

（事務局：米山）

- ・ 前々からご案内させていただいているが、市議会自治基本問題調査特別委員会との意

見交換会について、正式に日時、会場が決定した。ご案内のとおりである。

日時：平成 19 年 1 月 29 日（月）午後 6 時 30 分から 8 時 30 分

会場：上越市市民プラザ 2 階 第 1 会議室

- ・ 事前に特別委員会の栗田委員長と進め方について協議させていただいた。その内容は次のとおりであるが、それでよろしいか。
 - ・ 意見交換会の形としては、あくまで市民会議代表者会が主催する形で、市民会議の事務局として企画政策課が司会進行を行う。
 - ・ 議事の進行
 - 「前文、目的」、「住民投票制度」、「市議会の責務」、「自治基本条例の最高規範性、改正手続」のそれぞれの項目について
 - ①まず代表者会が、タタキ台及びその考え方を説明する。
 - ②次に特別委員会が、「まとめ」及びその考え方を説明する。
 - 統一された考えについては栗田委員長が、統一されていない考えについては会派ごとに説明されるとのこと
 - ③意見交換を行う。

（一同）

- ・ 了解

（事務局：米山）

- ・ ①の代表者会側の説明について、どなたが説明を行うかを決めていただきたい。

（6 班：宮下委員）

- ・ 代表者会には、各班のかつてのリーダーが全員おいでになる。これまでの市民会議の議論の経過にも詳しいリーダーの方々から選んではどうか。

（3 班：小田委員）

- ・ 単純に考えれば、市民フォーラムで担当された班のリーダーがその項目を説明するのがよいと思う。

（事務局：米山）

- ・ そうすると、2 班の田村委員は「住民投票制度」と「自治基本条例の最高規範性、改正手続」の 2 項目を説明することになってしまうが、それでもよろしいか。

（2 班：田村委員）

- ・ 説明するだけであり、別に構わない。

（事務局：米山）

- ・ 市民フォーラムのときにはなかった「前文、目的」の項目については、どなたが説明されるか。

（2 班：君波委員）

- ・ 増田委員か小田委員が適任かと思う。

（6 班：横山郁代委員）

- ・ 小田委員が適任だと思う。

（3 班：小田委員）

- ・ 了解した。

（事務局：米山）

- ・ それでは、「前文、目的」の部分は、小田委員にお願いするということではよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：米山)

- ・ 意見交換については、あらかじめ質問者と回答者を決めておくべきかどうか。

(1 班：増田委員)

- ・ 質問者については、その場で思いついた委員が質問することによいと思う。
- ・ 回答者については、基本的には市民フォーラムで担当した班の委員が回答するのが一番良いと思うが、判断に迷った場合は、12 人全員で協議して回答すべきだと思う。

(事務局：米山)

- ・ では、そういうことでよろしいか。

(一同)

- ・ 了解

説明者	「前文、目的」	：小田委員（3 班）
	「住民投票制度」	：田村委員（2 班）
	「市議会の責務」	：横倉委員（4 班）
	「自治基本条例の最高規範性、改正手続」	：田村委員（2 班）

(2) 前回の議論の確認について

(事務局：米山)

- ・ 前回の議論のポイントを整理したのでご確認いただきたい。次のとおりでよろしいか。
自治基本問題調査特別委員会との意見交換にあたって

①全体について

- ・ 条文の形に整理したものを示し、それをお互い共通のタタキ台として意見交換を行う。

②「前文」、「目的」について

- ・ 特別委員会がイメージする「上越市らしさ、上越版らしさ」がわからないと議論ができない。意見交換会で特別委員会のイメージを率直に質問する。

③「住民投票制度」について

- ・ 市民会議の考えとして、「常設型」の住民投票条例が望ましいとする。
- ・ 市民会議の思いの根幹は、「白紙委任ではない」ということである。
- ・ 「常設型」にするかわりに、ある程度ハードルは高くすべきである。ハードルを高くするかわりに、議会の関与はさせない。（「白紙委任ではない」という根幹からも）
- ・ 市民、市長、議会の三者が発議権を持つ。
- ・ 自治基本条例には基本的な部分のみを定め、詳細は住民投票条例で定める。
- ・ 市民会議の思いはタタキ台に全て盛り込まれている。

④「市議会の責務」について

- ・ 特別委員会が提案している「議員の責務」については、市民会議でもそれらの議論を全部積み重ねたうえで「規定するが必要ない」と判断したという、これまでの市民会議での議論の経過を説明する。
- ・ 「議員の品位と議会の品格保持」については、逆に「市民の責務」として規定す

る。

- ・ タタキ台の最初の4行は難しくて長いので、箇条書きに整理する。
- ・ 市民、市長、議会の三者が対等であるかどうかの議論は、今後も整理が必要である。「前文」の「私たち」は、「市民」をイメージしている。
- ・ 「行政」など、言葉の定義は今後も整理が必要である。
- ・ 市民会議の思いはタタキ台に全て盛り込まれている。

(一同)

- ・ 了解

(3) 「自治基本条例の最高規範性、改正手続」について

(事務局：米山)

- ・ 前回、時間の関係で議論をやり残した「自治基本条例の最高規範性、改正手続」の項目についての整理を行っていただきたい。
- ・ 前回の各項目についての整理の仕方と同様に、まずはタタキ台の中に市民会議の思いが全て入っているかをみていただき、次に特別委員会がまとめられた内容について、タタキ台に盛り込んでいくべきかどうかをご議論いただき、最終的に考え方を整理していくという方法で整理をさせていただきたい。
- ・ タタキ台では、最初の条のところでは、この条例の位置付けとして最高規範ということ謳っている。かつ、他の条例や規則はこの自治基本条例を尊重して、全て整合を図らなければならない、という部分が規定されている。
- ・ 次の改正手続の部分は、先ほどの最高規範性の部分も絡むが、住民投票とも絡めて考え、要は通常の改正よりもハードルを高くしたい、というものである。憲法のように特別多数決というものができればよいが、自治基本条例といっても通常の条例であるので、地方自治法の規定からそれはやはり無理ではないかと思われる。そこでなんとかやり方を考えたものである。
- ・ 特別委員会の各会派のご意見の中にも、同様の考えから、先に議会で議決をしたとしても、その議決が3分の2以上の賛成でなければ、その後に市民の意思を問うために住民投票を行うというものを組み合わせることで、自治基本条例の改正のハードルを高くしようというお考えがある。
- ・ それとこのタタキ台との違いは、そもそも議決というのは最終決定であり、その議決後に住民の意思を問うというのは、逆に議会の代表性そのものを揺るがすことにもなってしまうのではないかと、ということで、そうではなくて、組み合わせるのであれば、議決の前、つまり議会に議案を提案する前に、あらかじめ住民投票を実施して、そこで例えば3分の2以上の賛成が得られなければ議案を提案できない、という形で考えたものである。この考えについても、全く法に触れないかということ、まだ研究が必要だとは思いますが、一応タタキ台として考えてみたものがこの方法である。先ほどの特別委員会の会派がご提案されたものと、目指しているものは同じだと思う。

(1班：増田委員)

- ・ ハードルを上げるべきだという考えは正しいと思う。どのような方法でハードルを上げるかである。たしかに住民投票ということを考えるとハードルは高くなるが、条文全体を見直す場合ならともかく、1文だけを見直したりするような場合にも住民投票

にかけなければいけないのかということになると、もっと他の方法を考えるべきかとも思うが、しかし他の方法を考えてみると地方自治法の抑えがあるので、それが壁になってしまう。

(3 班：小田委員)

- ・ 市長の提案権を制限することになってしまうが、それは法的に許されることなのか。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ そこはなかなか難しく、どこまでが法に抵触するかという部分をさらに整理はしていかなければならないところである。

(3 班：小田委員)

- ・ 条例の制定のときはハードルが普通であるのに、改正だと何故ハードルが高いのかという矛盾も出てくる。
- ・ ここは精神論のみで訴えるしかないのではないか。

(事務局：増田委員)

- ・ 例えばの考えであるが、制定の際はこうに市民会議を設けて議論したうえで制定するわけであるから、改正の場合も、事前に市民会議などでの検討を経てから議案を提案するようにするなどしたらどうか。

(3 班：小田委員)

- ・ それは同時に、提案権や議会の議決権を縛ることになるのではないか。その市民会議等を経なければ議案を提案できないし、またその結果を尊重しなければならないわけである。

(事務局：増田委員)

- ・ ある意味では、住民投票と同じような勢力をその市民会議等に持たせ、結果を議会に尊重させるということである。

(3 班：小田委員)

- ・ 今我々が行っているこの市民会議も、議決権というものはない。あくまで市長の諮問に対して答申を行うわけである。このような答申を「尊重しなければならない」としてしまうと、市民会議という組織に代表権を与えてしまうことになってしまう。市民会議の答申には、法的な拘束力はない。それと同じことではないか。

(事務局：増田委員)

- ・ 逆に言うと、今行っている全ての市民会議や検討委員会には拘束力がないわけであるから、それを無視しようと思えばできてしまうわけであり、それをどう歯止めをかけるかというのも、この自治基本条例の課題の一つであると思う。例えば市長が市民会議等の答申を全く無視して提案をしてしまった場合に、どこで制裁を加えるかというのと、例えばリコール（解職請求）につながっていくわけであるが、それは非常にまどろっこしいものである。
- ・ しかし、何でもかんでも市長をがんじがらめに縛ることはもちろんできないわけであり、ここに自治基本条例の限界というものも見えてくるわけである。その限界というのは、ある程度明解にしておかなければならない。
- ・ だとすれば、小田委員がおっしゃったように様々な矛盾が出てくるわけであるから、いろいろな関門を設けて、尊重しなくてもよいけれども、努力義務的なものでもよいから関門を設けて、そうすることである程度制御するということが考えられる。気持

ちはハードルを高くしたいが。

(事務局：米山)

- ・ そうすると、具体的にハードルのことを規定するのではなくて、先ほど小田委員がおっしゃられたような精神論的な規定に留めるということか。

(2 班：田村委員)

- ・ ここでの根幹となる考えは、憲法のように改正の議決を 3 分の 2 以上というような特別議決にできないかということであり、発議についてはそれほど問題にしなくてもよいのではないか。
- ・ 議決について良い方法があるかどうか、また事務局に検討してもらいたい。

(事務局：中澤企画調整係長)

- ・ タタキ台の第 3 項は、実際問題として、こう規定することができるかどうかはかなり難しいと思われる。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 法律と条例の関係、つまり、条例は法律に違反しない限りという関係を整理しなければならない。

(2 班：田村委員)

- ・ 発議については、地方自治法の規定の 12 分の 1 以上というものでよいと思う。発議はハードルを低くして、最高規範性という点からは逆に議決のハードルを高くすべきではないか。
- ・ 憲法がこれまで改正されてこなかったのは、発議についてもハードルを高くしてしまっているからである。

(事務局：米山)

- ・ そこはおっしゃるとおりである。
- ・ 議決のハードルを高くすることが、地方自治法の規定上難しいと判断したので、代替策の一つの案として挙げたのがこのタタキ台である。代替策としてあらかじめ住民投票を実施したらどうかというものである。
- ・ 地方自治法を改正できれば一番良いが、現行の制度のままで考えたときに、先ほど田村委員がおっしゃった考えで他の方法を考えた一つの例が、このタタキ台ということである。ただし、全く法に抵触しないかということ、まださらに整理していく必要はある。

(3 班：小田委員)

- ・ タタキ台の第 1 項と第 2 項はセットであり、第 3 項だけが単独で別ということにしてしまうと、第 1 項第 2 項に比べて第 3 項が緩くなってしまう。つまり、市長には発議のハードルを高くしてあるのに、議会は通常が発議権ということになって釣り合いが合わないのではないか。

(事務局：米山)

- ・ ハードルの詳細な規定については、まだ相当な議論が必要であり、今ここでは、ハードルを課すのか、それとも精神論だけを規定するのに留めるのか、ということしか議論ができないのではないか。

(1 班：増田委員)

- ・ 今言えることは、ハードルを高くしましょうということまでしか言えない。方法論に

については今後さらに検討するということでよいのではないか。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ たしかに、第1項第2項に比べて第3項は「何分の1」というふうになっているので、そこを2分の1というふう置き換えてしまうと、非常に緩いという印象を受けるかもしれない。第1項第2項とのバランスが取れているのかという点で、もう少し議論が必要だと思う。分母と分子をどう規定するかということも含めて、今後議論していく必要がある。

(3班：小田委員)

- ・ 法に抵触しない方法がないかどうか、もう少し検討していくべきである。

(1班：増田委員)

- ・ 現行の制度からみると、最も可能性が高いのはタタキ台の方法なのだと思う。制度自体が合わない部分があるので、精神論でいくのだけれども、「～することに努める」という努力規定ではなくて、例えば市民の代表による検討会の考えを尊重しなければならない、という具体的なものを入れて歯止めをかけていくべきである。

(3班：小田委員)

- ・ 考えはわかるが、今の民主主義のルールでいえば、市民の代表は議員である。

(1班：増田委員)

- ・ では「市民の代表者」とは言わずに、今回の市民会議のようなイメージの組織をつくって検討するというような、例えば石狩市の市民参加の条例では、公聴会などかなり細かいものがたくさん規定されている。このような組織を取り入れる工夫をしたらどうか、ということである。

(1班：平野委員)

- ・ 不都合なことが出てきているから改正するのだと思う。何年後かに見直しをする規定を設けて、その際には、このような市民会議等での議論を経て改正の方向へ持っていくという方法もあるのではないかな。変えるべき点が出てきたらその都度議論することよりも、期間を区切って市民会議等で議論する方がよいのではないかな。そうすれば、いろいろな意見も聴けるのではないかな。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ それもごもっともなご意見だと思う。ただし、何か問題が出たときに、即時的（リアルタイム）に対応ができないというデメリットもあると思う。

(事務局：米山)

- ・ ニセコ町でも4年という期限を設けて見直しを規定しており、実際に改正が行われている。
- ・ 期間を区切って見直しの規定を入れることを考える場合に、その見直しは誰が見直しをするのか、ということも決めなければならないし、見直しを行った結果、改正の必要がないとする場合に、では誰がそれを決めるのかということも決めていかなければならない。そういう部分も含めて議論したうえで規定を設ける必要があると思う。

(1班：平野委員)

- ・ そこは先ほど申し上げたように、市民会議のように市民を含めた検討組織で議論をしていくべきだと思う。制定するときにはかなり議論を練って作っているので、それほど大きな議論になるような改正案件はなかなかないのではないかな。

(1 班：増田委員)

- ・ 上位法の改正など、よほどのことがない限りは、なかなかないと思う。

(2 班：君波委員)

- ・ 私も平野委員と同じイメージであり、市民検討委員会のようなものを作り、そこで検討をして市長に進言し、それを尊重して市長が提案をしていくのがよいと思う。
- ・ もう一点、条例と上位法との関係であるが、自治基本条例は市民が主になって作るものであり、そういう面では、例えばこのタタキ台の案も、法にはスレスレのラインであっても、許される範囲というのがあるのではないかと思います。市民が良としているものであり、何か突破口として途があるように思う。自治基本条例であるからこそ上位法との抵触があるのかもしれない、しかしそれを市民が良としているのであるということで、自治基本条例の中に盛り込める、というようなことをどこかで耳にしたような記憶がある。

(1 班：増田委員)

- ・ 法律であっても改正が繰り返されるわけであり、それに伴って自治基本条例も改正される場合もあるわけである。その発議は誰がするのかという問題もあり、そういうことを含めて、今君波委員がおっしゃったことと、先ほどの公聴会などを噛ませることを含めて、再度検討していくということしかないと思う。
- ・ タタキ台は、現行の制度ではこれだという決め手がない中で、知恵を絞って案として出されている。その知恵に加えて、今ほどのものを含めていける方法を再度事務局案として挙げていただきたいし、我々も再度検討をしていきたい。

(3 班：小田委員)

- ・ 先ほど増田委員がおっしゃった方法、つまり、事前に市民会議等に諮問した後に提案する方法は、可能性的にはあると思う。その辺を法的に検討していただいたうえで、案として示していただきたい。
- ・ 住民投票を事前に行うとなると、先ほどの議論のとおり、たった 1 行改正するだけでも住民投票をかけるということになり、無理があると思う。実際の運用面は別にして、何らかの歯止めの言葉を条文に入れていきたい。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 私もそこは同様に思っていた。1 文を変えるだけの軽易なものと、住民投票の要件を変えるような重要なものとの兼ね合いがあり、その辺の規定は配慮しなければならないと思う。タタキ台の条文はそこまではケアされていない。

(2 班：田村委員)

- ・ 地方自治法では、議員は住民の意見を聴きながら判断をすることになっており、住民の意見を聴くということは、最終的には住民投票なのだと思う。そう考えると、議員が発議する際にも、事前に住民投票を行うべきということなのかなとも思う。
- ・ 国のこれまでのやり方としては、法律そのものではなく、政令を改正することで状況変化に対応してきた部分もあると思う。地方自治法自体を改正することは滅多にない。

(1 班：増田委員)

- ・ 全国で自治基本条例が検討されている今、地方自治法の規定が実情に合っていないということがわかってくれば、何年か後には地方自治法自体も改正されることもあると思う。先の話であるが。

(事務局：米山)

- ・ 特別委員会のまとめでも、改正の手續については結論は出されていない。何らかのハードルは設けようというのは我々市民会議と同様のお考えだと思われるが、具体的な方策は今の段階では導かれていない。

(3 班：小田委員)

- ・ より慎重にということと解釈すれば、市民会議等に相当するような組織での議論を経てということにすれば、その間に十分に時間をかけて検討することも可能になり、最高規範性からもよいと思う。
- ・ 市長や議会からみても、理屈上は「尊重」であり、拘束にはあたらないと思う。

(事務局：米山)

- ・ 代表者会の考え方としては、今おっしゃったようにより慎重にということであり、方法としては今はまだわからないが、その一つの方法として、市民会議や審議会などに諮るということが考えられる、ということぐらいでここは意思統一したということによろしいか。あとはこれらを踏まえてまた検討していくということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(事務局：米山)

- ・ 他に、特別委員会のまとめの中で、議論すべき点はいかがか。全て議論に含まれたということによろしいか。

(一同)

- ・ 了解

(4) 「上越市における都市内分権及び住民自治に関する調査研究報告書」について

(事務局：米山)

- ・ 「上越市における都市内分権及び住民自治に関する研究会」での研究成果がまとめ、1 月 10 日に市長にご報告いただいた。報告書及び概要については、事前に皆さんにお送りさせていただいた。
- ・ 報告書の内容について、簡単に説明
(説明内容は、別紙資料のとおり) 省略
- ・ 「都市内分権」の項目については、この報告書が提出されてから検討するということであった。どうようにして検討するかということも今後協議させていただきたいが、まずは次回までにこの報告書をお読みいただき、内容をある程度把握されたうえで、検討方法も含めて議論に入らせていただきたい。

(一同)

- ・ 了解

(5) 代表者会の追加開催案について

(事務局：米山)

- ・ 市議会自治基本問題調査特別委員会との意見交換に向けた共通認識の整理に時間を要したこと、及び 3 月下旬に予定している市民会議全体会の直前にその準備の回が必要と考えたことから、下記の 2 回を追加開催する案を提案させていただきたい。

2月27日（火）午後6時30分から8時30分 市役所特別会議室

3月22日（木）午後6時30分から8時30分 市役所特別会議室

（一同）

- ・ 了解

（6） 自治基本条例策定検討委員会について

（事務局：高橋企画政策課長）

- ・ 自治基本条例策定検討委員会の位置付けについては、当初まだこの代表者を発足させる前においては、市民会議においては箇条書き適度に素案をまとめていただいて、それを策定検討委員会に上げて、草起的に条文の形にしていく役割として、専門家や市民活動団体、市民会議の代表の皆さん、法務室長という人選を考えていたが、代表者が発足し、議会や行政と意見交換をする際には程度形にしたものである必要があるであろうということで、今この会である程度条文の形にさせていただいて議論を進めていただいている。
- ・ したがって、その後に予定していた策定検討委員会の役割が非常に縮小してくるということで、例えば専門家の方が入ったとしても、ここまで議会と代表者の皆さんとで議論を重ねてきたものについて、そこまで煮詰まったものについて検討したところでどれだけの価値があるのか、ということもある。
- ・ 議会とのやり取りの他に、行政サイドとのやり取りについては正式なものも行われていない。代表者会には事務局として法務室長が入っているが、これは代表者の皆さんの意思を法制執務上条文にするとどういう形になるかということで、市の考えを述べているということではなく、皆さんのお考えを法制執務的に整理してご提案させていただいている。
- ・ 行政とのやり取りについては、例えば、策定検討委員会を庁内の内部的な組織に変更させていただいて、そこで法令とのチェックも行わせていただいて、専門家の方にはアドバイザー的にはいってもらおうというような格好にしてはどうか、ということは今私どもが内部で考えているところである。まだはっきりと決まったものではないが、このことについて、ご意見があったらぜひ伺いたい。
- ・ 少なくとも、今まで想定していた、市民会議の代表者が策定検討委員会に入られるということはまずあり得ないことになると思われ、そこでNP0や市民活動団体の方々に入っていただいて代表者がまとめてくださったものについて検討してもらおうというのも、少し違うように思っている。

（1班：増田委員）

- ・ 具体的に言って、この代表者会に行政側が委員として入って、それを策定検討委員会的な位置付けにするということか。

（事務局：高橋企画政策課長）

- ・ そうではなく、この代表者会はこのままで、その他に庁内でメンバーを募って構成する庁内検討委員会のようなものを設けて、そこと代表者の皆さんとでやり取りをしてはどうか、というイメージである。

（1班：平野委員）

- ・ 策定検討委員会が、行政の組織になるというイメージか。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 外部の方々の組織であったものを、行政内部的な組織に改変したうえで、代表者会の皆さんと意見交換をさせていただけないものかというイメージである。
- ・ 少なくとも、策定検討委員会の大きな役割としていた「条文の形にする」という役割は、もうなくなってしまうわけであり、条例の法制上のチェックというものは法務室でできるわけである。法律との整合など、専門的な部分については、アドバイザー的に入っていただくということでもよいかと思い、そこでチャックをしていただいてご意見をいただくという位置付けではどうかと思う。ここでまた一から議論をしていたり、屋上屋を重ねたりするのは、お互いにやりづらいと思う。

(3 班：小田委員)

- ・ それでよろしいと思う。一番最初の基本的な考え方が確認すると、策定検討委員会の代わりにこの代表者会ができたと考え、この代表者会が最終的な条文を作るにあたって、議会とも意見交換をするが、行政側も庁内に検討委員会を作って、そこで考え方をオーソライズして代表者会とすり合わせをするという仕組みというイメージでよい。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そのイメージである。
- ・ 代表者会で条文の形にするとして進めているが、代表者会は最終意思決定機関ではない。今後、議会や行政と摺り合わせていく中で、さらに変わっていくこともあり得るわけである。ただ、代表者会の中で意思統一していくためには条文の形にしている。その辺は、代表者会の皆さんも、ご自分たちで作ったものが完全な形であるという認識ではないということ十分に認識しておられると思う。そこは議会の皆さんにも誤解のないようにしていかなければならない。
- ・ いずれにしても、策定検討委員会が当初担おうとしていた役割も代表者会が担っているのは紛れもない事実であり、そうであれば、また屋上屋を重ねる必要はないのではないかと思います、今我々のほうで考えていることをお話しさせていただいた。

(3 班：小田委員)

- ・ 一点だけ確認させていただきたいが、市長の諮問に対して答申で答えるのは、この庁内組織ということでよい。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ そういうことになる。庁内的な組織であり、そこと意見のやり取りをするわけである。もしこのような方向になれば、そのような形になると思う。それが外部の方々の組織ということになると、また話は違ってくると思う。
- ・ まだはっきりと決まったわけではないが、一つの提案として方向性をした場合、代表者会の皆さんのご意見をお聴きしたかった。

(1 班：増田委員)

- ・ 大変よくわかった。その方向性でよいと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 方向性としては、特に不都合はないということではよろしい。

(3 班：小田委員)

- ・ 不都合はないと思うが、十分な意見調整が必要だと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ それは私も同感であり、十分な意見調整はさせていただく。

(一同)

- ・ 了解

(7) 閉会

次回について（市議会自治基本問題調査特別委員会との意見交換会）

日程 平成19年1月29日（月）18：30～20：30

会場 上越市市民プラザ 2階 第1会議室

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 企画調整係 TEL：025-526-5111(内線1452)

FAX：025-526-8363

E-mail：kikakuchosei@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。